

令和8年度

東栄町予算書

目 次

一 般 会 計	1
国 民 健 康 保 險 特 別 会 計	11
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計	17
東 栄 診 療 所 特 別 会 計	21
御 殿 財 産 区 特 別 会 計	25
本 郷 財 産 区 特 別 会 計	29
下 川 財 産 区 特 別 会 計	33
園 財 産 区 特 別 会 計	37
三 輪 財 産 区 特 別 会 計	41
振 草 財 産 区 特 別 会 計	45

令和8年度

東栄町一般会計
予算書

議案第26号

令和8年度東栄町一般会計予算について

令和8年度東栄町一般会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町一般会計予算

令和8年度東栄町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,997,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 町税		316,720
	1 市町村民税	122,846
	2 固定資産税	168,395
	3 軽自動車税	12,886
	4 町たばこ税	12,593
2 地方譲与税		85,326
	1 自動車重量譲与税	20,000
	2 森林環境譲与税	65,326
3 利子割交付金		150
	1 利子割交付金	150
4 配当割交付金		2,500
	1 配当割交付金	2,500
5 株式等譲渡所得割交付金		2,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,000
6 法人事業税交付金		8,000
	1 法人事業税交付金	8,000
7 地方消費税交付金		70,000
	1 地方消費税交付金	70,000
8 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
9 地方特例交付金		15,000
	1 地方特例交付金	15,000
10 地方交付税		1,811,001
	1 地方交付税	1,811,001
11 交通安全対策特別交付金		1
	1 交通安全対策特別交付金	1

款	項	金 額
		千円
12	分担金及び負担金	25,306
	1 負担金	25,306
13	使用料及び手数料	70,921
	1 使用料	68,302
	2 手数料	2,619
14	国庫支出金	245,371
	1 国庫負担金	70,904
	2 国庫補助金	173,616
	3 国庫委託金	851
15	県支出金	343,426
	1 県負担金	53,425
	2 県補助金	215,853
	3 県委託金	74,148
16	財産収入	20,851
	1 財産運用収入	20,831
	2 財産売却収入	20
17	寄付金	8,453
	1 寄付金	8,453
18	繰入金	339,009
	1 基金繰入金	339,009
19	繰越金	100,000
	1 繰越金	100,000
20	諸収入	72,964
	1 延滞金	20
	2 町預金利子	107
	3 貸付金元利収入	10,000

款	項	金 額
	4 雑入	千円 62,837
21 町債		460,000
	1 町債	460,000
	歳 入 合 計	3,997,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	44,469
	1 議会費	44,469
2	総務費	798,938
	1 総務管理費	701,847
	2 徴税費	54,965
	3 戸籍住民基本台帳費	21,331
	4 選挙費	19,656
	5 統計調査費	683
	6 監査費	456
3	民生費	673,886
	1 社会福祉費	423,269
	2 児童福祉費	143,512
	3 介護保険事業費	107,105
4	衛生費	540,093
	1 保健衛生費	419,808
	2 環境衛生費	120,285
5	農林水産業費	453,918
	1 農業費	107,613
	2 林業費	343,920
	3 水産費	2,385
6	商工費	90,099
	1 商工費	90,099
7	土木費	306,031
	1 土木管理費	25,840
	2 道路橋梁費	149,260
	3 住宅費	58,011

款	項	金 額
		千円
	4 都市計画費	72,920
8 消防費		261,332
	1 消防費	261,332
9 教育費		313,010
	1 教育総務費	67,006
	2 小学校費	45,701
	3 中学校費	90,586
	4 保健体育費	44,089
	5 社会教育費	4,824
	6 総合社会教育文化施設費	31,840
	7 森林体験交流施設費	28,964
10 災害復旧費		16
	1 農地農業用施設災害復旧費	4
	2 林道施設災害復旧費	4
	3 土木災害復旧費	8
11 公債費		460,394
	1 公債費	460,394
12 諸支出金		43,952
	1 財政調整基金費	9,253
	2 減債基金費	1,045
	3 高齢者いきいき健康増進基金	18,000
	4 住宅開発基金費	857
	5 庁舎建設等基金費	1,650
	6 情報基盤整備基金費	13,147
13 予備費		10,862
	1 予備費	10,862

款	項	金 額
		千円
	歳 出 合 計	3,997,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	第2次地域福祉 計画策定業務委託	千円 9,009	令和7年度	千円 3,564
				令和8年度	5,445

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北設情報ネットワーク整備事業	180,000千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
総合計画策定事業	10,000千円			
和太鼓絆プロジェクト事業	2,000千円			
星空おんがく祭実行委員会助成事業	1,000千円			
コミュニティ活動支援事業	4,000千円			
おいでん家事業	6,000千円			
タクシー券給付補助事業	2,000千円			
第2次地域福祉計画策定	4,500千円			
医療機器整備事業	20,000千円			
県道八橋中設楽線改良工事に伴う配水管移設工事	9,500千円			
配水管布設工事(その1)	8,000千円			
配水管布設工事(その2)	3,000千円			
配水管布設工事(その3)	4,000千円			
農集排機能強化対策計画調査設計業務	5,000千円			
火葬場修繕工事	4,000千円			
林道節沢線改良工事	1,000千円			
林道峯地線改良工事	4,000千円			
林道小田沢登線舗装工事	6,000千円			
林道下モ山線改良工事	8,000千円			
林道峯山線開設工事	7,000千円			
林道下ッ沢線舗装工事	1,500千円			
林道峯地線改良工事(小規模林道事業)	4,000千円			
林道滝端線改良工事	1,000千円			
林道布川線改良工事	3,500千円			
林道反沢線舗装工事	2,500千円			
すずかた橋橋梁補修工事	9,000千円			
千代姫荘オイル地下タンクライニング工事	4,000千円			
千代姫荘電気設備改修工事	1,000千円			
古戸地区かんがい排水整備工事	1,000千円			
移動販売補助事業	1,000千円			
観光まちづくり協会運営補助事業	3,000千円			
柿平橋橋梁補修工事	25,000千円			
預橋橋梁補修工事	3,000千円			
杉沢橋橋梁補修工事	6,000千円			
小野橋橋梁補修工事	6,000千円			
三輪橋橋梁補修工事	3,000千円			
町道城山尾呂線改良工事	8,000千円			
町営住宅外壁改修工事	21,000千円			
中学生海外派遣事業	9,500千円			
森林体験交流施設トイレ洋式化工事	4,000千円			
森林体験交流施設給水設備改修工事	3,500千円			
小学校エアコン設置工事	10,000千円			
小学校情報機器整備事業	1,000千円			
中学校エアコン設置工事	28,000千円			
高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備工事	3,500千円			
小型動力ポンプ付積載車	8,000千円			
計	460,000千円			

令和8年度

東栄町国民健康保険
特別会計予算書

議案第27号

令和8年度東栄町国民健康保険特別会計予算について

令和8年度東栄町国民健康保険特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町国民健康保険特別会計予算

令和8年度東栄町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ433,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険料	56,168
	1 国民健康保険料	56,168
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	県支出金	283,638
	1 県負担金・補助金	283,638
4	財産収入	855
	1 財産運用収入	855
5	繰入金	64,305
	1 他会計繰入金	53,505
	2 基金繰入金	10,800
6	繰越金	5,960
	1 繰越金	5,960
7	諸収入	2,948
	1 延滞金、加算及び過料	5
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1,483
	4 雑入	1,459
8	町債	1
	1 財政安定化基金貸付金	1
9	分担金及び負担金	19,490
	1 負担金	19,490
	歳入合計	433,375

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	3,682
	1 総務管理費	2,010
	2 徴収費	1,610
	3 運営協議会費	62
2	保険給付費	265,931
	1 療養諸費	227,506
	2 高額療養費	37,564
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	501
	5 葬祭諸費	350
3	国民健康保険事業費納付金	91,414
	1 医療給付費分	63,882
	2 後期高齢者支援金分	19,179
	3 介護納付金分	6,431
	4 子ども・子育て支援金分	1,922
4	保健事業費	61,760
	1 保健事業費	316
	2 特定健康診査等事業費	4,849
	3 総合保健事業費	56,595
5	基金積立金	1
	1 基金積立金	1
6	公債費	2
	1 公債費	2
7	諸支出金	8,585
	1 償還金及び還付加算金	113
	2 延滞金	1

款	項	金 額
	3 繰出金	千円 8,471
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	433,375

令和8年度

東栄町後期高齢者医療
特別会計予算書

議案第28号

令和8年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	67,369
	1 後期高齢者医療保険料	67,369
2	使用料及び手数料	2
	1 手数料	2
3	繰入金	83,394
	1 他会計繰入金	83,394
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	215
	1 延滞金及び過料	4
	2 償還金及び還付加算金	210
	3 雑入	1
	歳入合計	150,981

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	6,615
	1 総務管理費	4,982
	2 徴収費	1,633
2	後期高齢者医療広域連合納付金	88,212
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	88,212
3	後期高齢者医療費	55,442
	1 後期高齢者医療費	55,442
4	諸支出金	212
	1 償還金及び還付加算金	210
	2 繰出金	2
5	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	150,981

令和8年度

東 栄 診 療 所
特別会計予算書

議案第29号

令和8年度東栄診療所特別会計予算について

令和8年度東栄診療所特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄診療所特別会計予算

令和8年度東栄診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ402,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	診療収入	182,458
	1 外来収入	150,513
	2 その他収入	31,945
2	使用料及び手数料	2,130
	1 使用料	914
	2 手数料	1,216
3	県支出金	8,250
	1 県補助金	8,250
4	繰入金	203,439
	1 繰入金	203,439
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	5,865
	1 雑入	5,865
	歳 入 合 計	402,143

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		300,953
	1 総務管理費	299,176
	2 研究研修費	695
	3 在宅医療介護サポートセンター費	1,082
2 医業費		95,138
	1 医業費	95,138
3 公債費		1,052
	1 公債費	1,052
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
	歳 出 合 計	402,143

令和8年度

東栄町御殿財産区
特別会計予算書

議案第30号

令和8年度東栄町御殿財産区特別会計予算について

令和8年度東栄町御殿財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町御殿財産区特別会計予算

令和8年度東栄町御殿財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		90
	1 財産収入	90
2 分担金		99
	1 分担金	99
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 雑収入		1,101
	1 雑収入	1,101
	歳 入 合 計	1,300

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	管理会費	80
	1 管理会費	80
2	財産管理費	1,200
	1 財産管理費	1,200
3	予備費	20
	1 予備費	20
	歳 出 合 計	1,300

令和8年度

東栄町本郷財産区
特別会計予算書

議案第31号

令和8年度東栄町本郷財産区特別会計予算について

令和8年度東栄町本郷財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町本郷財産区特別会計予算

令和8年度東栄町本郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰越金		5
	1 繰越金	5
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
	歳 入 合 計	6

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 管理会費		4
	1 管理会費	4
2 予備費		2
	1 予備費	2
	歳 出 合 計	6

令和8年度

東栄町下川財産区
特別会計予算書

議案第32号

令和8年度東栄町下川財産区特別会計予算について

令和8年度東栄町下川財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町下川財産区特別会計予算

令和8年度東栄町下川財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰越金		7
	1 繰越金	7
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
	歳 入 合 計	8

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	管理会費	3
	1 管理会費	3
2	予備費	5
	1 予備費	5
	歳 出 合 計	8

令和8年度

東栄町園財産区
特別会計予算書

議案第33号

令和8年度東栄町園財産区特別会計予算について

令和8年度東栄町園財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町園財産区特別会計予算

令和8年度東栄町園財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 3
	1 繰越金	3
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
	歳 入 合 計	4

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 4
	1 管理会費	4
	歳 出 合 計	4

令和8年度

東栄町三輪財産区
特別会計予算書

議案第34号

令和8年度東栄町三輪財産区特別会計予算について

令和8年度東栄町三輪財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町三輪財産区特別会計予算

令和8年度東栄町三輪財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 2
	1 繰越金	2
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
	歳 入 合 計	3

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 3
	1 管理会費	3
歳 出 合 計		3

令和8年度

東栄町振草財産区
特別会計予算書

議案第35号

令和8年度東栄町振草財産区特別会計予算について

令和8年度東栄町振草財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度東栄町振草財産区特別会計予算

令和8年度東栄町振草財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 139
	1 財産収入	139
2 繰越金		20
	1 繰越金	20
3 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		160

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 40
	1 管理会費	40
2 財産管理費		112
	1 財産管理費	112
3 予備費		8
	1 予備費	8
	歳 出 合 計	160